市民生活部

1　戸籍・住民基本台帳事務

(1)　人口・世帯数

令和 8 年 3 月 31 日現在

登録人口	住民基本台帳	男	106,341 人	224,390 人	世帯数	105,589 世帯
		女	118,049 人			
	本籍			246,527 人	本籍数	103,542 戸籍
	印鑑			146,534 人		

※　平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2)　届出事件数（令和 7 年度）

（住民票）

種別	異動事由	処理件数	種別	異動事由	処理件数
転入届	転入	5.876	職権記載等	職権記載	0
	未届転入	12		職権回復	1
転居届	転居	5,081		帰化	4
転出届	転出	6,139		職権消除	106
	国外移住	463		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	148		戸籍届出	2,740
	世帯変更	13		戸籍通知	643
	世帯合併	244	その他	転出取消	14
	世帯分離	448		職権修正	2,428
職権記載等	出生	1,316		修正	4,376
	死亡	2,960	合計		33,012

※　「その他」の「職権修正」には、転入通知を含む。

（戸籍の附票）

種別	件数
記載	21,998
消除	2,020
計	24,018

（印鑑）

種　別	件　数
登　録	6,857
修　正	4,384
抹　消	7,409
計	18,650

（戸籍事務）

	区　分	件　数		区　分		件　数
1	出　生	1,948	19	帰　化		2
2	国籍留保	15	20	国籍喪失		3
3	認　知	42	21	国籍選択		9
4	養子縁組	158	22	外国国籍喪失		0
5	養子離縁	36	23	氏の変更		28
6	法73条の2・法69条の2	2	24	名の変更		12
7	婚　姻	2,244	25	転　籍		885
8	離　婚	543	26	就　籍		0
9	法77条の2・法75条の2	234	27	訂正・更正	①市町村長職権	70
10	親権･未成年者の後見･後見監督	9			②法24条2項	3
11	死　亡	3,827			③法113条・114条	0
12	失　踪	2			④法116条	1
13	復　氏	0			⑤続柄の記載更正（嘱託）	2
14	姻族関係終了	4			⑥続柄の記載更正（申出）	4
15	相続人廃除	1			計	80
16	入　籍	460	28	追　完		0
17	分　籍	71	29	そ　の　他		4
18	国籍取得	0	30	不受理申出		72
				計		10,691

(3)　住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは、市区町村が保有する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものであり、住民基本台帳法に規定する事務について、国の行政機関等及び地方公共団体に本人確認情報（氏名・

生年月日・性別・住所等）を提供することで、行政手続における住民票の写しの提出の省略や公用請求の省略など、住民の利便の向上と行政の合理化を実現してきた。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードに搭載される電子証明書の発行等の事務にも使用されている。

○　住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（令和 7 年度）

月	広域交付 住民票の写し	特例転出入
4	31	1,354
5	12	592
6	20	570
7	21	708
8	10	499
9	12	543
10	13	479
11	12	407
12	11	438
1	16	470
2	12	560
3	20	2,102
合計	190	8,722

(4)　コンビニ交付サービス

平成 28 年 1 月 12 日から、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスを開始した。

① 利用対象者

マイナンバーカード所有者で利用者証明用電子証明書を発行（カードに記録）し、その暗証番号を認定されている者

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書

③ 取得可能な店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、

イオン九州株式会社

④ サービス提供時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで（12 月 29 日～1 月 3 日、保守点検時、店舗営業時間外を除く。）

○　月別コンビニ交付集計表（令和７年度）

月	住民票の写し	印鑑登録証明書	所得課税証明書	納税証明書
4	4,245	2,466	377	18
5	2,579	2,594	166	23
6	3,399	2,838	1,127	33
7	3,195	2,418	618	32
8	2,726	2,367	562	23
9	3,209	2,579	772	19
10	2,974	2,493	397	16
11	2,774	2,505	276	31
12	2,763	2,376	217	30
1	3,207	2,937	263	33
2	3,507	2,981	307	20
3	5,883	3,957	498	49
合計	40,461	32,511	5,580	327

(5)　郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として、平成16年6月1日から実施していたが、コンビニ交付サービスの利用件数の増加等により、令和8年6月30日で終了した。

①　取扱郵便局

蓮池郵便局、北山郵便局、三反田郵便局

②　取扱日時

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

③　取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○　郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（令和７年度）

郵便局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
蓮池	13	10	6	10	3	3	4	6	9	5	2	6	77
北山	1	5	2	0	0	0	2	11	2	0	2	2	27
三反田	3	3	3	5	0	0	1	1	3	2	1	3	25
合計	17	18	11	15	3	3	7	18	14	7	5	11	129

(6) 証明書のオンライン申請サービス

令和6年10月15日から、マイナンバーカードやスマートフォンを利用してオンラインで各種証明書を申請し、郵送により自宅で受け取れるサービスを開始した。

① 必要なもの

マイナンバーカード、スマートフォン、クレジットカード

署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字のパスワード）

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、除籍証明書、戸籍の附票の写し、

身分証明書、独身証明書

○ オンライン申請サービス交付件数（令和7年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
住民票の写し	3	1	1	2	1	1	0	1	1	3	5	6	25
印鑑登録証明書	3	0	1	1	0	3	2	0	2	3	3	8	26
戸籍謄本	14	31	27	37	23	23	28	20	19	25	47	31	325
戸籍抄本	4	5	9	5	11	12	16	8	11	13	6	12	112
除籍謄本	14	27	16	64	13	7	0	9	9	10	5	7	181
除籍抄本	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4
戸籍の附票	8	5	8	6	25	25	23	28	13	22	26	17	206
戸籍の附票(除票)	1	1	0	4	3	1	3	0	3	4	5	3	28
戸籍の附票(改製原)	1	1	1	0	4	2	0	3	4	5	1	1	23
身分証明書	16	10	11	7	10	13	14	10	27	21	15	22	176
独身証明書	14	5	10	9	4	7	5	5	5	12	7	9	92
計	78	86	84	135	94	94	91	84	97	118	120	117	1,198

２　総合窓口

(1)　概　要

平成 13 年 10 月 29 日開設

①　「届出のこと」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

②　「証明書のこと」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

③　「マイナンバーカードのこと」

マイナンバーカードの申請受付・交付等を取り扱う。

(2)　火曜延長窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

①　受付時間

毎週火曜日（祝日を除く）午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

②　取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

(3)　日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

①　受付時間

毎週日曜日　　午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

②　取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

※ただし、マイナンバーカード業務については、第 3 土曜日に続く日曜日は休止

(4)　各種手数料及び取扱件数一覧（令和 7 年度）

種別	手数料（円）	件数（件）
住民票の写し	300	103,540
住民票記載事項証明書	300	1,368
印鑑登録証明書	300	60,812
戸籍謄本	450	25,800
戸籍抄本	450	6,105
広域交付戸籍謄本	450	5,453
戸籍一部事項証明書	450	3
戸籍記載事項証明書	350	3

戸籍符号	400	5
除籍謄本	750	32,249
除籍抄本	750	405
広域交付除籍謄本	750	8,617
除籍一部事項証明書	750	0
除籍記載事項証明書	450	38
除籍符号	700	1
受理証明	350・1,400	413
届出証明	350	66
戸籍の附票の写し	300	14,964
住民票閲覧	300・無料	11,030
広域交付住民票の写し	300	190
印鑑登録証再登録	500	1,854
転出証明書	無料	1,975
身分証明書	300	2,292
その他の諸証明	300・無料	1,641
自動車臨時運行許可	750	1,669
所得証明書	300	2,188
課税証明書	300	897
所得課税証明書	300	16,373
納税証明書	300	4,058
事業所証明書	300	81
固定資産証明書	300	5,783
合計		309,873

※　税証明については総合窓口取扱分のみ。

(5)　キャッシュレス決済サービス

開始：令和 3 年 3 月 1 日（月）

窓口で交付する証明書等の手数料について、電子マネー及びクレジットカードによる支払いの取扱を開始。令和 5 年 12 月 14 日からは、コード決済による支払いの取扱を開始した。

(6)　戸籍の遡り予約窓口サービス（本庁のみ）

開始：令和 6 年 10 月 15 日（火）

相続等で過去にさかのぼって複数の戸籍等を請求される方が、スマートフォンやパソコンを使って請求内容や来庁日時を予約しておくことで、スムーズに戸籍等を受け取ることができる。

(7)　窓口予約サービス（本庁のみ）

開始：令和 7 年 11 月 4 日（火）

スマートフォンやパソコンを使って来庁日時を予約しておくことで、住民票等の証明書請求やマイナンバーカードなどの各種手続を待たずにスムーズに受付ができるサービスを開始した。

３　市民サービスセンター

エスプラッツ２階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や、県からの権限移譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を行っている。

開始：住民票等の各種証明発行　　平成 19 年 8 月 1 日
　　一般旅券の申請受理及び交付　平成 19 年 9 月 1 日

(1)　窓口時間

平　日　　午前 10 時から午後 6 時 30 分まで（火曜日は午後 7 時まで）
　　（旅券の申請は午後 6 時まで、火曜日は午後 6 時 30 分まで）
日曜日　　旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後 4 時まで
閉所日　　土曜日、祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）、年末年始

(2)　取り扱う事務

①　一般旅券申請の受理及び交付（紛失、渡航先追加を含む。）
②　各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）
　住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険税に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書
③　マイナンバーカードの交付　（令和 3 年 1 月から開始）

○　市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（令和 7 年度）

月	旅券申請	戸籍	住民票等	印鑑登録証明書	諸証明	税証明
4	446	371	163	50	8	58
5	465	351	137	46	5	44
6	534	345	163	54	8	87
7	615	386	141	61	9	92
8	589	391	146	41	8	60
9	513	356	145	46	8	51
10	486	267	113	59	3	28
11	323	187	97	63	16	30
12	312	292	125	48	6	31
1	482	354	125	26	8	24
2	406	278	107	60	13	22
3	431	391	210	66	6	33
合計	5,602	3,969	1,672	620	98	560

４　市民相談

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎　本庁１階市民相談コーナーでの相談　　令和８年４月１日現在

相談名	開催日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー	日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法律相談	毎週木曜日 10:00～12:00 13:30～15:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと相談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税務相談	第１・３水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土地建物相談	第２・４月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物取引業協会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行政相談	第１・２金曜日 13:30～16:00	行政相談委員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による相談	第４金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会佐賀支部	官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成にかかる相談
司法書士による相談	第２水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会佐賀支部	登記や供託の手続、法務局等に提出する書類作成に関する相談
土地家屋調査士による相談	第３月曜日 13:30～16:30	佐賀県土地家屋調査士会	土地、建物の表題登記や境界問題に関する相談

◎　支所での相談

令和８年４月１日現在

支所名	相　談　名	開　催　日　時	場　　所
諸　　富	人権・行政相談	毎月第４金曜日　13:30～15:30	佐賀市産業振興会館
大　　和	法　律　相　談	偶数月第２木曜日　13:30～15:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月第３木曜日　10:00～12:00	
富　　士	人　権　相　談	偶数月第４水曜日　10:00～12:00	富士支所
	行　政　相　談	毎月第４水曜日　10:00～12:00	
三　　瀬	人権・行政相談	毎月第２水曜日　9:30～11:30	三瀬公民館
川　　副	法　律　相　談	奇数月第２木曜日　13:30～15:30	川副支所
	人権・行政相談	偶数月第２水曜日　9:30～11:30	
東与賀	人権・行政相談	毎月第３水曜日　13:30～15:30	東与賀支所
久保田	人　権　相　談	毎月第１木曜日　10:00～12:00	久保田公民館
	行　政　相　談	毎月第２水曜日　10:00～12:00	

◎　本庁での相談・案内等件数

相談の種類	一般相談	特別相談								その他			合計
		法律相談（大和・川副支所含む）	人権・心配ごと相談	税務相談	土地建物相談	行政相談	行政書士による相談	司法書士による相談	土地家屋調査士による相談	総合案内	交通災害共済加入申込	交通系ICカード取扱	
R６	3,151	458	65	121	53	5	10	125	17	174,362	62	251	178,680
R７	3,071	485	59	140	42	3	8	127	16	213,539	63	253	217,806

５　つくし斎場

(1)　施設の概要

①　位　　置　　佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
②　敷地面積　　5,787 ㎡
③　延床面積　　1,336.48 ㎡
④　建物構造　　鉄筋コンクリート 2 階建
⑤　施設内容
　ア　待合棟
　　1 階　ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、機械室
　　2 階　ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
　イ　火葬棟
　　受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、
　　火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
　ウ　駐車場
　　45 台収容
⑥　着工及び竣工　　昭和 54 年 2 月 24 日着工　昭和 55 年 3 月 15 日竣工
⑦　業務開始　　昭和 55 年 4 月 1 日
⑧　事業費　　3 億 8,300 万円

(2)　使用料

令和 8 年 4 月 1 日現在

①　遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500 円	60,000 円
子ども（10 歳以下）	4,600 円	40,000 円
死産児	3,300 円	20,000 円
②　改葬遺がいの火葬（1 体につき）	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,500 円	4,600 円
子ども（10 歳以下）	4,600 円	2,600 円
③　身体の一部等の焼却	10 ㎏まで	10 ㎏を超え 1 ㎏増すごとに
	1,300 円	130 円
④　遺体安置室（24 時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300 円	5,200 円

(3)　利用状況（令和 7 年度）

区　分		件　数	区　分		件　数
大　人	市　内	2,190 件	死産児	市　内	19 件
	市　外	57 件		市　外	1 件
子ども	市　内	4 件	身体の一部等		77 件
	市　外	0 件	安置室使用		111 件

６　東与賀火葬場

(1)　施設の概要

①　位　　置　　佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
②　敷地面積　　997.06 ㎡
③　延床面積　　167.09 ㎡
④　建物構造　　鉄筋コンクリート平屋建
⑤　施設内容
待合室（和室・ロビー）、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、作業員控室、火葬炉 1 基、駐車場
⑥　着工及び竣工　　昭和 61 年 12 月 10 日着工　昭和 62 年 4 月 25 日竣工
⑦　業務開始　　昭和 62 年 5 月 1 日
⑧　事業費　　5,318 万円

(2)　使用料

令和 8 年 4 月 1 日現在

①　遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大　人	6,000 円	60,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
②　改葬遺がいの火葬（1 体につき）	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大　人	6,000 円	4,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	2,500 円
③　身体の一部等の焼却	10 ㎏まで	10 ㎏を超え 1 ㎏増すごとに
	1,000 円	100 円
④　遺体安置室（24 時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3)　利用状況（令和 7 年度）

区　分		件　数	区　分		件　数
大　人	市　内	370 件	死産児	市　内	0 件
	市　外	4 件		市　外	0 件
子ども	市　内	0 件	身体の一部等		0 件
	市　外	0 件	安置室使用		0 件

7　市税

(1)　市税の一覧

区分 / 税目	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
市民税	(個人) ・市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）	(個人) ・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 ・異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	(個人) ・普通徴収 第1期　6月1日～6月末日 第2期　8月1日～8月末日 第3期　10月1日～10月末日 第4期　12月1日～12月28日 ・特別徴収 月割額を徴収した月（6月から翌年5月までの月）の翌月10日
	(法人) ・市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人等で収益事業を行わないもの（均等割） ・市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割）	(法人) ・中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 （提出期限の特例あり）	(法人) ・申告書の提出期限
固定資産税	土地 家屋 償却資産 } 当該固定資産の所有者	・償却資産 1月31日	・第1期　5月1日～5月末日 ・第2期　7月1日～7月末日 ・第3期　9月1日～9月末日 ・第4期　11月1日～11月末日

軽自動車税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } 所有者又は使用者	・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	・5月11日～5月末日
市たばこ税	・市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」又は「卸売業者」	・毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付	
特別土地保有税		・平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入湯税	・鉱泉浴場の入湯客	・翌月15日までに申告・納付	
都市計画税	・市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		・固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金	国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 } 国 地方公共団体		・6月30日

<table>
<tr><th>賦課期日</th><th>課税標準及び税率</th></tr>
<tr><td>1月1日
（個人市民税のみ）</td><td>（個人）
・ 個人市民税課税標準額＝所得金額－所得控除額

・ 個人所得割
税率＝6／100

・ 個人均等割
3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>（法人）
・ 法人市民税課税標準額
＝法人税額（国税）

・ 法人税割
法人税額の8.4／100
（平成26年9月30日以前に始まる事業年度分は、法人税額の14.7／100）
（平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度分は、法人税額の12.1/100）

・ 法人均等割
<table>
<tr><th>法人等の区分</th><th>税額</th></tr>
<tr><td>資本金等の額が50億円を超え
従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>3,600,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下
従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>2,100,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が10億円を超え
従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>492,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下
従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>480,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下
従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>192,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下
従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>180,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下
従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>156,000円</td></tr>
<tr><td>資本金等の額が1千万円以下
従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>144,000円</td></tr>
<tr><td>上記以外の法人等</td><td>60,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>1月1日</td><td>・ 税率＝1.4／100
・ 免税点　土　地　30万円
家　屋　20万円
償却資産　150万円</td></tr>
</table>

4月1日

・ 原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車

区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc（600w）以下	2,000円
	50ccを超え125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
2輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下）		3,600円
2輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		6,000円

・ 3輪以上の軽自動車

区分			税率(年税額)		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両(経年重課)
3輪(排気量660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
4輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン・電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外

・ 3輪以上の軽自動車（グリーン化特例（軽課）適用後）　※基準達成車両（新車に限る。）取得の翌年度分のみ

区分			税率（年税額）	
			約50%軽減	約75%軽減
3輪(排気量660cc以下)				1,000円
4輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	3,500円	1,800円
		自家用		2,700円
	貨物	営業用		1,000円
		自家用		1,300円

・グリーン化特例（軽課）の適用は、令和8年3月までに取得した車両に限る。

・ 売渡本数1,000本につき6,552円

・ 宿泊する者　1人1泊につき150円

1月1日

・ 税率＝0.25／100

・ 算定標準額の1.4／100
※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格

8　交通安全・防犯

(1)　交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○　交通事故発生状況

令　和　5　年			令　和　6　年			令　和　7　年		
発　生	死者	傷　者	発　生	死者	傷　者	発　生	死者	傷　者
1,138	4	1,415	963	2	1,249	866	3	1,083

○　主な取組内容

① 幼稚園、保育園等及び小中学校向けの交通安全教室の実施
② スケアード・ストレート方式交通安全教室の実施（中学校向け、毎年1校）
③ 事業者、地域の高齢者等向けの出前講座の実施
④ 駅周辺での自転車街頭指導の実施
⑤ 商業施設等での街頭キャンペーンの実施
⑥ 市営バス車体広告での啓発
⑦ 高齢者交通安全教育グラウンド・ゴルフ大会の実施
⑧ 交通安全指導員による朝の立哨・児童見守り活動　　等

(2)　交通災害共済制度

交通事故による災害の経済的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

①　制度のあらまし

○　市民であれば、だれでも年額一人500円の掛金で加入できる。
○　共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。4月1日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付けは、2月上旬から開始する。

②　災害見舞金表

区　分	災　害　の　程　度	見舞金額
交通事故証明書有り	死　　亡	100万円
	自賠法施行令別表第1及び別表第2の第1級に該当する後遺障害	100万円
	入院・通院実日数150日以上	10万円
	〃　100日以上	5万円
	〃　50日以上	3万5千円
	〃　25日以上	2万5千円
	〃　10日以上	1万5千円
現認書のみ	〃　25日以上	2万円
	〃　10日以上	1万2千円

ア　対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船、フェリー、旅客航空機等の走行（運行）中の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ　対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③　佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
加　入　者　数　（人）	2,135	1,863	1,521
年　掛　け　金　（円）	500	500	500
掛け金（保険料）合計　（円）	1,067,500	931,500	760,500
加　入　率　（％）	0.9	0.8	0.7

(3)　生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

①　生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

②　佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間1回開催予定）

(4)　犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業。

①　佐賀市犯罪被害者等支援条例の制定、施行

生活安全課に総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の支援については、庁内関係各課及び県、県警察、ＮＰＯ法人被害者支援ネットワーク佐賀ＶＯＩＳＳ等の関係機関と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行う。

②　見舞金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として見舞金を支給する。

名　称	遺族見舞金	傷害見舞金
金　額	30万円	10万円
対　象	被害者遺族	全治１ヶ月以上の重傷病を負った被害者本人

(5) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況 （単位：件）

令和5年			令和6年			令和7年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
824	413	1,237	882	456	1,338	880	570	1,450

(6) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、自治会等が設置、管理する防犯灯に係る負担軽減を図る事業。令和 6 年度から助成上限額と補助率の見直しを行った。

① 防犯灯設置助成金制度の内容

助成金の区分			助成対象経費	助成限度額
設置費	新規設置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費の2分の1	10,000円
		新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費の2分の1	40,000円
補修費	補修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費の2分の1	18,000円
		防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費の2分の1	8,000円

② 防犯灯助成の実績

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	新設灯数	83灯	78灯	81灯
	補修灯数	47灯	82灯	74灯
助成金額		646,100円	1,497,394円	1,501,365円

(7) 防犯カメラ対策

市民の安全で安心な生活環境を実現するため、佐賀駅・バスセンター周辺、エスプラッツ外周壁及び繁華街の街頭等に設置した防犯カメラの維持管理事業。犯罪等が発生した場合、必要に応じて警察へ映像を提供している。

○　設置台数及び画像データ提供状況

設置場所	設置台数（台）	捜査対応画像データ提供件数（件）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
佐賀駅・バスセンター周辺	20	30	23	47
エスプラッツ	12	17	34	11
街頭等	9	0	6	7
合計	41	47	63	65

９　消費生活

(1)　消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

①　消費生活フェアの開催

消費者が安全安心で心豊かに暮らすための知識や情報を発信し、自主的・主体的に行動できるような消費者啓発の場を提供する。

②　消費者月間記念事業の実施

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、啓発キャンペーン等を実施する。

③　楽しいくらしの講座の開催

児童やその保護者を対象に金銭教育や食の在り方などについての講座を開催し、消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④　消費生活サポーターの育成

地域で、自主的な見守りや啓発を行い、消費者被害の未然防止、拡大防止等に資する消費生活サポーターを育成する。養成講座、啓発講座や情報提供を実施する。

⑤　地域連携型佐賀大学公開講座の開催

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に消費生活に係る情報を提供する講座を開催する。

⑥　出前講座の開催

各種団体、グループ等からの要請により講師の派遣を行い、地域で消費者被害防止などについて出前講座を開催する。

○　出前講座開催件数と参加人数

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催件数	22件	17件	12件
参加人数	513人	477人	284人

⑦　その他一般的啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報・市ホームページなどに掲載するほか、市営バス車内広告の掲載や福祉の関係機関にチラシやパンフレットの配布を実施する。

また、小中学校、大学等にパンフレットを提供し、若年者の教育に寄与する。

(2)　消費者保護

①　消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、佐賀市消費生活センターに配置する消費生活相談員が、解決のための助言及びあっせんを行う。

ア　相談窓口

相　談　窓　口	相　談　日　時	電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 （祝日除く）　　9：00～16：00	40－7087 （佐賀市消費生活センター）
各支所	※事前予約制 （佐賀市消費生活センターへ電話予約し、相談日時調整）	

イ　消費生活相談件数

年　度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相　談　件　数	1,362 件	1,444 件	1,474 件

ウ　消費生活相談内容（令和 7 年度、上位 10 位）

順位	内　　容	件　数　(%)
1	融資サービス	118（8.0%）
2	役務その他（申請代行等）	92（6.2%）
3	化粧品	82（5.6%）
4	健康食品	65（4.4%）
5	不動産賃貸借	64（4.3%）
6	他の金融関連サービス	51（3.5%）
7	自動車	49（3.3%）
8	移動通信サービス（携帯電話）	44（3.0%）
8	インターネット通信サービス	44（3.0%）
10	戸建住宅（リフォーム等）	35（2.4%）

②　無料法律相談会の実施

佐賀県弁護士会（消費者問題委員会）に所属の弁護士による、昼間に月 4 回、夜間に月 1 回の無料法律相談を実施

③　消費生活関連法の立入検査

ア　消費生活用製品安全法による立入検査

イ　家庭用品品質表示法による立入検査

ウ　電気用品安全法による立入検査

エ　ガス事業法に基づく立入検査

オ　液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

(3)　計量事務

計量法に基づく適正な計量の実施を確保し、一般消費者の利益と安全を図るため、事業者を対象とした特定計量器の定期検査や立入検査及び一般消費者を対象とした計量啓発事業を行う。

① 特定計量器の定期検査

取引・証明のために用いられる特定計量器の定期検査（2年ごと）が義務付けられている。佐賀市では旧市内と旧町村に分け、毎年交互に検査を実施している。

年　度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施区域	旧市内	旧町村	旧市内	旧町村
受検数	671件	544件	765件	529件
計量器数	1,707台	914台	1,779台	923台

② 商品量目立入検査

大規模小売店舗において計量販売されている商品の内容量が正しく計量されているかを検査する。

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
店舗数	19店舗	24店舗	17店舗
検査個数	582個	805個	483個

③ その他の立入検査・調査

上記以外の特定計量器に関する調査や立入検査を実施する。

④ 計量啓発事業

一般市民に対して、佐賀県計量協会の協力などにより、計量行政に関する理解と適正計量への関心を高める。

１０　人権・同和政策

(1)　同和行政推進機関

①　佐賀市同和対策推進委員会（33 名程度）

委 員 長　市民生活部を担当する副市長
副委員長　市民生活部長
委　　員　各部長、市長事務部局の部副部長、各支所長、委員長が指名する者
幹　　事　職員のうちから委員長が任命
目　　的　同和対策事業に関する重要事項の調査・審議

②　佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15 名以内）

会　　長　1 名
副 会 長　1 名
委　　員　13 名以内
目　　的　人権・同和問題に関する重要事項の調査・審議

※　委員は、学識経験を有する者及び各種団体から推薦を受けた者から市長が委嘱

(2)　隣保館

①　隣保館の設置目的

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

②　名　称　　佐賀市隣保館
着　工　　昭和 61年 10月 24日
完　成　　昭和 62年　3月 16日
開　館　　昭和 62年　4月　1日
所在地　　佐賀市多布施三丁目 16 番 10 号
構　造　　鉄骨 2 階建
建　物　　延床面積 340 平方メートル
内　容　　1 階　事務室　調理実習室　児童研修室
　　2 階　保健相談室　和室（教養娯楽室）　大会議室

③　隣保館の組織及び職員構成

ア　組　織

市民生活部----人権・同和政策課----隣保館

イ　職員構成

館　　長　　1 名
職　　員　　3 名

④　事　業

ア　各種相談事業

ⅰ　生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、生活の安定と向上を図る。

ⅱ　健康相談

地域住民の健康上の相談を受け、関係機関と十分な連携をとりあって、適切な助言と指導を行い、健康維持、増進を図る。

ⅲ　福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、高齢者、ひとり親家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

ⅳ　その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ　啓発活動

ⅰ　憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

ⅱ　学習会、各種教室の開催

成人解放学習会、識字学級、茶道教室、音楽サロン等

⑤　佐賀市隣保館運営審議会

委　　員　　10 名以内

任　　務　　隣保館に関する重要事項の調査審議

※　委員は、各種団体代表者等から市長が委嘱

(3)　人権・同和教育及び啓発

①　社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、市民の人権意識の高揚を図るため、生涯を通した人権・同和教育を進め、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

ア　人権・同和問題研修会等の開催

人権ふれあい学級、同和問題講演会、人権ふれあい講演会等を開催し、市民が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権について考える機会を提供する。

イ　人権・同和教育推進体制の充実

地域社会人権・同和教育推進協議会と協力し、推進体制の充実や人権啓発推進リーダーの育成を図る。

ウ　人権・同和教育機会の拡充

人権・同和問題にかかる講師の派遣や研修教材の提供等を行い、地域や企業等で実施される同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図る。

エ　教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を実施するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

② 啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、啓発活動を推進していく。

ア 広報誌等による啓発

市報やホームページに、人権・同和問題の記事や身近な人権問題を題材にした人権コラムを掲載する。また、メディアを活用した啓発もあわせて行う。

イ 街頭キャンペーンによる啓発

関係機関と連携して啓発チラシやグッズを配布し、市民の人権・同和問題に対する関心を深めるとともに、人権相談窓口の周知を行う。

ウ 教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会等の参加者へアンケートや５年ごとの市民意識調査を行い、市民の人権・同和問題に関する意識と実態を把握し、今後の人権施策の効果的な推進を図る。